

指定難病患者の皆さまへ

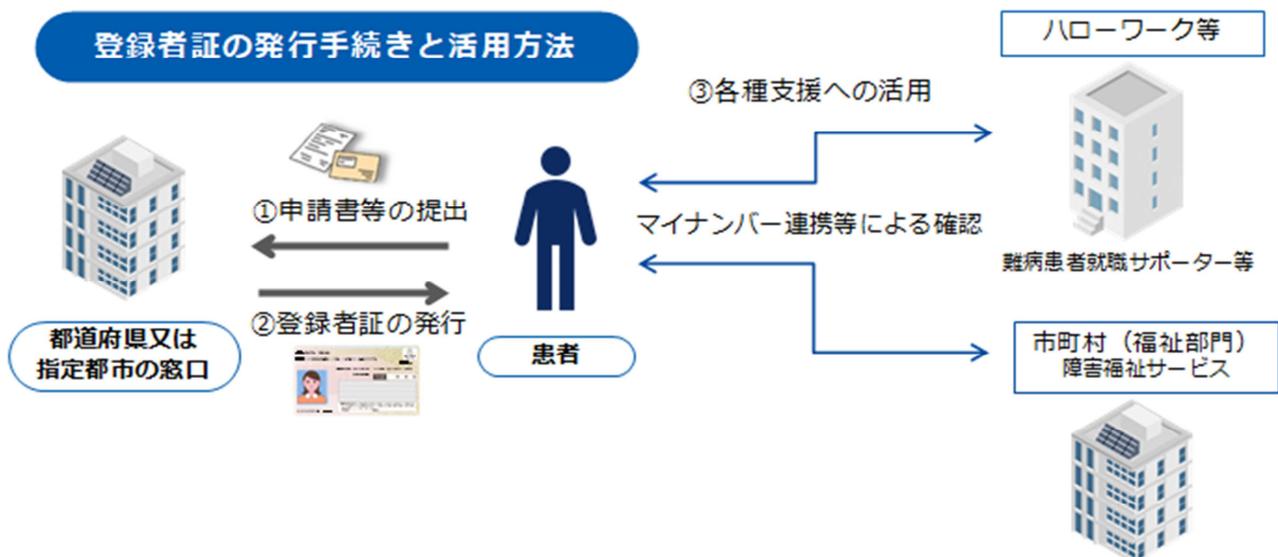
登録者証（指定難病）の申請受付を令和6年6月より開始します！

1 「登録者証（指定難病）」とは？

指定難病要支援者証明事業により、指定難病の診断基準を満たした方に対して、指定難病にかかっている事実等を証明する「登録者証（指定難病）」を発行します。

「登録者証（指定難病）」は、自治体における障害福祉サービスの受給申請やハローワーク等で指定難病患者であることの証明が必要な際に、医師の診断書の代わりに活用することができます。

※ 「特定医療費（指定難病）受給者証」も同様に利用できるため、医療費助成を受けている受給者の方は、必ずしも登録者証の申請をしていただく必要はありません。



2 登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、申請者からの求めに応じて紙により発行することも可能です。

3 各種福祉サービス等への活用

登録者証を利用するときは、各種福祉サービス等の申請先に対し、個人番号カード（マイナンバーカード）を提示します。その提示を受けた行政機関が、マイナンバーを用いた情報連携により、登録内容を確認します。

また、紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証の提示により証明することも可能です。

(例)

- ① 障害福祉サービスの受給申請時に、指定難病患者かどうかをマイナンバー連携により確認
- ② ハローワーク等に対し、難病患者であることの証明として利用

4 申請手続きについて

(1) 対象者

- ① 秋田県内に住所がある方
- ② 国が定める指定難病の診断基準を満たす方
(指定難病にかかっていると認められる方)

(2) 主な必要書類

窓口となる管轄保健所へ提出する書類として、以下①～③が必要となります。

- ① 登録者証（指定難病）申請書
- ② 指定難病にかかっていることを証明する書類(a)～(c)のいずれか1つ
 - (a) 臨床調査個人票（難病指定医が作成）
 - (b) 指定難病の医療費助成の不認定（不承認）通知書
※国の定める診断基準を満たしていることが確認できるものに限りです。
 - (c) 特定医療費（指定難病）受給者証（有効期間切れを含む）
- ③ マイナンバー確認書類及び身元確認書類（窓口で提示または郵送でコピー提出）
(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード+本人確認書類など)

5 登録者証（指定難病）にかかる留意事項

- ① 登録者証は、指定難病の患者であることを証明できるものとして利用するものであり、登録者証のみでは「特定医療費（指定難病）」の医療費助成は受けられません。
- ② 「特定医療費（指定難病）」の医療費助成については国が定める「診断基準」と「重症度分類に関する事項」を満たすことが要件となりますが、登録者証は「診断基準」を満たせば、「重症度分類に関する事項」を満たさない場合でも発行できます。
- ③ 「特定医療費（指定難病）受給者証」とは異なり、有効期限がなく終身有効です。
- ④ 疾患名は証明されず、指定難病にかかっていることのみを証明します。
- ⑤ 申請から結果の通知までは2～3ヶ月程度かかります。診断内容について医師への照会事項があるなど、審査状況によっては更に時間を要することがあります。

6 県公式ホームページ

申請手続きや登録者証を活用できる障害福祉サービス等の詳細については、下記の秋田県公式ホームページに掲載しております。こちらからご確認ください。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/81574>

<検索>

【お問い合わせ先】

秋田県 健康福祉部 保健・疾病対策課
TEL:018-860-1424